

# 設備管理業務仕様書

- 1 委託名 岡山市立岡山学校給食センター設備管理業務委託
- 2 履行場所 岡山市立岡山学校給食センター 岡山市中区赤田151番地1
- 3 委託期間 令和8年4月1日から令和8年10月31日

## 4 基本事項

### (1) 技術員の常駐

常駐する技術員(1名)は、令和8年4月1日から令和8年7月31日の間(岡山市の休日を定める条例(平成元年市条例第44号)に規定する休日を除く)、午前8時30分から午後5時まで岡山市立岡山学校給食センターに常駐しなければならない。

なお、技術員は毎月検便検査を実施すること。  
(赤痢菌,サルモネラ菌,腸管出血性大腸菌)

### (2) 法定技術者の選任

受託者は、岡山市教育委員会が関係諸官庁に届け出を必要とする場合は、次の法定技術責任者を従業員の中から選出するものとする。

- ・ボイラー取扱作業主任者
- ・危険物保安監督者
- ・その他必要な管理責任者

### (3) 岡山学校給食センター閉鎖に伴う設備の処理、届出

受託者は、1学期給食終了後に次の処理、届出を行うものとする。

- ・貯水槽の水抜き
- ・地上タンク及び配管内の重油除去・洗浄、配管の切り離し及び末端処理
- ・第1種圧力容器廃止届の提出
- ・少量危険物貯蔵廃止届の提出

## 5 業務区分

### (1) 総括管理業務

- ・計画立案、報告、連絡、調整、整備、記録類の分析
- ・検査、修繕、改修工事等の立会い
- ・その他図面、工具、予備品等の管理

### (2) 空気調和設備及び給排水衛生設備に係る運転監視及び日常点検業務

- ・運転及び状態監視
- ・日常巡視点検及び月例報告
- ・応急処置及び小修理等

### (3) 空気調和設備、給排水衛生設備及び消防用設備等の定期点検、測定及び整備業務

- ・消防用設備の総合点検(1回)

### (4) 電気設備については、初期対応等一般管理業務に限る。

### (5) その他協議により定めた設備管理業務

- ・業務の遂行に必要な場合は、専門技術者による点検を行うものとする。

## 6 対象設備

管理業務の対象設備の種類及び範囲は次の「管理対象設備表」によるものとする。

## 7 書類の提出

### (1) 業務着手前

- ・業務責任者及び主任技術員(現場常駐者、代替技術員1名を要す)等届出書
- ・建築物飲料水貯水槽清掃業登録証明書(写し)
- ・消防用設備業等届出書(写し)
- ・業務着手届

### (2) 業務完了後

- ・完了通知書

## 8 委託料の支払い方法

委託料は業務完了後、一括払いとする。

## 「管理対象設備表」

### 1 空気調和設備

- ・ボイラー(バーナー、給水装置、薬液注入装置)・第一種圧力容器
- ・オイルタンク
- ・配管及び付属装置
- ・熱交換機
- ・換気扇
- ・煙道及び煙突
- ・貯湯槽(ストレージタンク)
- ・膨張タンク
- ・エアコン

### 2 給排水衛生設備

- ・給水管
- ・湯沸器
- ・フラッシュ弁
- ・小便器
- ・排水ポンプ
- ・ガス設備
- ・給湯用循環装置
- ・洗面器
- ・大便器
- ・排水ます
- ・排水管

### 3 消防用設備等

- ・消火器
- ・自動火災報知設備
- ・屋内消火栓設備
- ・誘導灯

### 4 電気設備

- ・受変電設備
- ・動力負荷設備
- ・弱電設備
- ・配電設備
- ・コンセント
- ・警報設備